

答申第196号  
平成30年11月9日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成30年5月23日付神行総総第390号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸国際港都建設計画西神第2地区工業団地造成事業に係る工事に関する文書」の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

本件の公開請求に対し、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求を行った。

- ① 神戸国際港都建設計画西神第2地区工業団地造成事業に係る事業計画認可申請に関する文書（以下「本件請求1」という。）
- ② 神戸国際港都建設計画西神第2地区工業団地造成事業に係る事業計画変更申請に関する文書（以下「本件請求2」という。）
- ③ 神戸国際港都建設計画西神第2地区工業団地造成事業に係る工事に関する文書（以下「本件請求3」という。）

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求1に対して、事業計画認可に係る公告関係書類を特定の上、公開し、本件請求2に対しては、事業計画変更認可に係る公告関係書類を特定の上、公開する決定を行った。

また、本件請求3に対しては、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、請求人は、本件請求3に該当する文書が存在するはずであるとして、本件決定の取消を求める審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成30年1月10日受付の審査請求書、2月7日及び3月6日受付の反論書、5月16日の審査庁による口頭意見陳述、9月21日の審査会における口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 本件公文書は保存期限が過ぎて既に廃棄したためとの理由で非公開とされているが、具体的な書類の名称及び廃棄処分の年月日が記載されていない。また、公文書管理規程第40条には、公文書の廃棄の際には廃棄文書目録を作成することとされ、当該廃棄文書目録の保存期間は30年と規定されている。廃棄したというのであれば、本件対象文書に係る廃棄文書目録の閲覧を希望する。
- (2) 西神第2地区工業団地（ハイテクパーク）には、神戸市が所有管理する道路・街路樹・公園・池・緑地等があり、維持管理するために工事等の文書は必要であり、全部を廃棄しているとは考えられない。
- (3) 請求人が請求した文書は、具体的には事業施工面積、施工期間、工事費用、造成

工事の実施設計図書類（道路・公園・緑地等の公共施設）、竣工図書等である。事業認可変更申請書等は保存、公開されており、工業団地開発事業の経緯、工事進捗状況等についての文書（写真・地図等）が全く存在しないとは思えない。

- (4) 西神第2地区工業団地（ハイテクパーク）は、西神地域における新都市整備事業の一環で整備された工業団地であり、企業誘致等のまちづくり・公共施設・交通等の整備により神戸市の安全・安心な地域環境の発展に寄与している。工業団地造成工事に関する重要な文書類は、保存期間30年に該当する公文書であり、歴史的な資料としても保存する必要があると思う。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成30年2月1日及び2月23日受付の弁明書、5月16日の審査庁による口頭意見陳述、8月28日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 本件公文書は、公文書管理規程に規定する保存期間が過ぎていることから既に廃棄しており、処分庁として請求された公文書を保有していない。また、廃棄文書目録の保存期間について、現行の公文書管理規程においては、第40条第2項において30年と規定されているが、これは公文書管理規程の一部を改正する訓令（平成29年3月訓令甲第9号。以下「一部改正訓令」という。）により、従前は5年と規定されていたものが30年へと改められたことを受けてのものである。一部改正訓令は平成29年4月1日に施行されており、平成8年度に事業が終了している西神第2地区工業団地（ハイテクパーク）造成事業に係る工事に関する文書については、改正前の規定が適用されることとなるため、当該文書に係る廃棄文書目録の保存期間は5年となる。したがって、当該文書の廃棄履歴を確認できる廃棄文書目録についても、保存期間を経過し廃棄されており、存在しない。
- (2) 事業の施工面積や施工期間、工事費用等を記載した書類としては、既に本件請求1及び2に対する公開決定において、全体の事業計画の記載された文書が公開されている。これら以外の個別の工事に関する文書については、保存期間を経過したことから、廃棄している状況である。
- (3) 神戸市が所有する道路、街路樹、公園、池、緑地等の維持管理は、工事関係書類とは別に、各施設の諸元や図面情報等をまとめて作成した施設台帳等を用いている。当該台帳は本件請求の対象となる「工事に関する文書」とは異なる性質のものであり、本件請求の対象文書には含まれない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 争点について

本件の争点は、「神戸国際港都建設計画西神第2地区工業団地造成事業に係る工事に関する文書」（以下「本件請求文書」という。）の存否である。

以下、検討する。

(2) 本件請求文書の存否について

処分庁によれば、今回請求対象となっている西神第2地区工業団地は、先端技術産業の集積を図り整備された、通称「ハイテクパーク」と称される工業団地であり、昭和58年度に工業団地造成事業という都市計画事業として兵庫県知事の認可を受け、平成8年度までの事業期間で整備を行ったものである。整備工事、事業期間において、土地の造成工事及び道路、公園緑地といった公共施設の整備工事を、年度ごとにある程度の施工規模に区切りながら、順次工事発注する形で進めてきたものである。

処分庁としては、工事を進めるにあたっては、施工当時に工事請負契約書やそれに伴う事務処理に係る文書等を作成したと史料されるが、これら文書は、公文書管理規程別表第2に掲げる基準に照らしてみると、契約に関する公文書で重要なものについては保存期間が10年であり、一般の契約に関する公文書については5年であることから、本件工事関係書類を保存期間の経過により廃棄したものと推察され、原処分に至ったとのことである。

なお、本件請求1及び2に係る対象文書として特定された文書には、当該認可申請の際に兵庫県知事宛に提出された申請書類が含まれており、請求人に対しては、工事の施工区域、施工面積、総事業費等の情報や、事業地を表示する平面図、位置図等の情報が、既に公開されているとしている。

一方、請求人によれば、本件請求「神戸国際港都建設計画西神第2地区工業団地造成事業に係る工事に関する文書」とは、具体的には、事業施工面積・施工期間・工事費用・造成工事の実施設計図書類（道路・公園・緑地等の公共施設）・竣工図書等であるとしている。審査会が請求人に対し、本件請求において維持管理に要する公文書も求めているのか否かについて確認したところ、維持管理に要する公文書は求めていないとのことであった。

次に、審査会において、現在、神戸市が保有する西神第2地区工業団地造成事業の関係書類を確認したところ、本件決定の所管課以外の部署において、施設の維持管理に係る書類で、工事関係書類とは別に各施設の諸元や図面情報等をまとめたものとして、道路台帳、公園台帳（久留主谷公園）、消防水利台帳及び土地調書を、また、土地契約関係に関する書類として、土地売買契約書（用地買収分、土地処分分）をそれぞれ保有していることが認められた。

これらの公文書のうち、土地売買契約書（用地買収分）は、事業地の土地収用に係る公文書であり、西神第2地区工業団地造成事業に係る工事に関する文書に含まれるものとは言い難い。また、その余の公文書は、工事完了後の土地の売却や維持管理のために、その都度作成又は取得した公文書であり、いずれの公文書も請求の趣旨に該当する公文書ではないものと考えられる。

以上のことを踏まえると、本件請求の対象となる公文書を保有していないとする処分庁の主張は不合理とはいえず、また、上記公文書の存在を窺わせる事実も確認できなかったことから、処分庁が本件決定を行ったことは妥当である。

なお、請求人は、当該文書を廃棄したのであれば、公文書管理規程において30年保存することとされている廃棄文書目録があるはずである旨を主張するが、処分庁の主張する通り、廃棄文書目録の保存期間が30年に変更されたのは、改正された公文書管理規程の施行日である平成29年4月1日である。

したがって、本件の対象文書が廃棄されたと思料される時点における廃棄文書目録の保存期間は、改正前の公文書管理規程では5年であり、請求日時点において廃棄文書目録が存在しない点についても、不合理であるとは認められない。

### (3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成30年1月10日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
平成30年2月1日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成30年2月7日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成30年2月23日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成30年3月6日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成30年5月16日	—	* 審査庁における口頭意見陳述
平成30年5月24日	—	* 諮問書を受理
平成30年8月28日	第316回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成30年9月21日	第317回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
平成30年10月19日	第318回審査会	* 審議